

ご存じですか？ マイナンバーカード電子証明書には有効期限があります

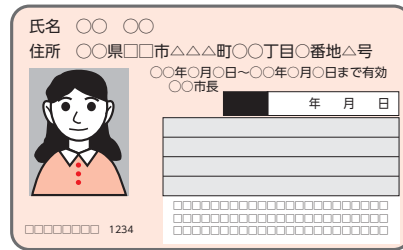
マイナンバーカードに記録されている電子証明書には署名用と利用者証明用の2種類があり、e-Taxでの確定申告やコンビニ交付サービス等を利用する際に必要となります。これらの電子証明書は、発行した日から5回目の誕生日を迎えると失効してしまいます。また、名前や住所等に変更があった場合、その時点で署名用電子証明書は失効します。

電子証明書の更新申請は、有効期限の3か月前から市民課で行うことができます。地方公共団体情報システム機構から有効期限のお知らせ通知が届きますので、ご確認ください。

■申請者 本人

■持ち物 マイナンバーカード

※電子証明書用の暗証番号を忘れてしまった場合は、暗証番号の再設定の手続きが必要です。マイナンバーカードの他に官公署発行の顔写真付き身分証明書をお持ちください。



■問い合わせ先 市民課 ☎(32)8896

母子・父子家庭、寡婦の方へ 各種貸付

高校・大学等進学や就職をするお子さんがいるひとり親家庭の方・寡婦の方に、必要な資金を貸付しています。

就学支度資金（入学準備のための資金）、修学資金（授業料、書籍代等）、就職支度資金（就職に必要な被服等の購入資金）、技能習得資金、修業資金、生活資金、結婚資金、医療介護資金、住宅資金などの貸付制度があります。

※他の制度との併用はできない場合があります。

※相談を希望される方は、事前にご連絡ください。

■問い合わせ先

こども福祉課 ☎(32)8903

住民票やマイナンバーカードに旧姓（旧氏）が併記できるようになります

11月5日(火)から、住民票や印鑑登録証明書、顔写真付マイナンバーカード等に旧姓（旧氏）を併記できるようになります。

記載できる旧姓は、1人につき1つです。

旧姓の併記をご希望の場合には申請が必要ですので、市民課でお手続きください。

■持ち物

- ・戸籍謄本等（併記したい旧姓が記載されている戸籍謄本等から現在の氏が記載されている戸籍に至る、すべての戸籍謄本等が必要です）
- ・マイナンバーカードまたは通知カード
- ・本人確認ができる身分証（運転免許証等）

■問い合わせ先 市民課 ☎(32)8896

旧姓併記に関するQ&A

Q1 旧姓併記は申請しないと
いけませんか？

A1 併記を希望する場合のみ
申請が必要です。

Q2 旧姓として、どのような
ものが併記できますか？

A2 旧姓を初めて併記する
場合は、本人の戸籍謄本等に記載
されている過去の氏の中から、
1つを選んで併記することが
できます。

Q3 他市町村に転入した場合
どうなりますか？

A3 他市町村に転入しても、
旧姓は引き続き併記されます。

Q4 住民票の写し等の交付を
受けるときに、併記されている
旧姓を表示しないようにする
こと、または旧姓のみを表示
することはできますか？

A4 できません。旧姓と氏名
は併せて表示されます。

Q5 併記した旧姓を削除する
ことはできますか？

A5 旧姓を削除することは
可能ですが、削除した旧姓を
再度併記することは
できません。ただし、
削除後に新たに生じた旧
姓ならば、その
中から1つを選んで
併記することが
できます。



Q6 旧姓の印鑑を登録し、
印鑑登録証の交付を受ける
ことは可能ですか？

A6 住民票に記載されて
いる旧姓で、印鑑を登録
することができます。た
だし、登録できる印鑑
は1人1個に限られるた
め、旧姓と本名の2つ
の印鑑を登録するこ
とはできません。

Q7 戸籍謄本はどこで
取得できますか？

A7 本籍をおいている
市区町村で取得でき
ます。（住所を異動し
ても、戸籍の届出をし
ない限り本籍地は変わ
りません。）詳しくは
本籍地の市区町村にお
問い合わせください。